쁪

## ム青森県報

号外第八十六号

(金曜日) 十月七日 半成十七年

囯 淡

監查委員

包括外部監査結果に対する措置の公表.....(事 務 局)...

## 監 莲 菱 員

## 包括外部監査結果に対する措置の公表

平成16年度の包括外部監査の結果に基づき、青森県知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、措置の内容を公表する。

平成17年10月7日

青森県監査委員林忠男同鶴賀茂世同滝沢求

同 平山誠敏

監査箇所名	監査項目	監査結果	措置の内容
社会福祉法	人件費 (退	経理規程に従い、退職	すこやか福祉事業団に
人青森県す	職給与引当	給与引当金を計上するべ	ついては、平成19年4月
こやか福祉	金)	きである。	に独立民営化することと
事業団			しており、独立民営化後

の退職手当制度の内容に よっては、経理規程の改 正が必要となる可能性が あることから、当面改正 は行わず、現状どおり脚 注などにおいて、退職給 与引当金として計 Fされ る額を明示することに加 え、退職手当を支給する 必要が生じた場合には、 委託契約等に従い県から 各年度において必要とさ れる退職手当の額が交付 されるものであることを 説明することが適当と考 えられる。

現在、独立民営化に向けて、退職手当のあり方について事業団とともに検討していることから、退職給与引当金の計上等についても検討する。

社会福祉法 人会計基準 の適用 (貯 蔵品の計上 に係る影響 額) 平成15年度からの社会福祉法人会計基準への移行に際し、期首に遡って計上したものを撤回するのであれば、期首残高自体を修正すべきものであったものと考える。

今後、類似の事例につ いては意見に留意し対応 する。

授産施設会 計基準の適 用 知的障害者授産施設さ つき寮の計算書類の作成 においては、今後、計算 書類の様式や会計単位に ついて授産施設会計基準 に沿った処理をしていく

平成19年度の独立民営 化後は、原則として支援 費による運営を行うこと となるため、すこやか福 祉事業団において、独立 民営化に向けて、会計シ

	ことが検討されるべきで ある。	ステム上の問題等も含め 授産施設会計基準に沿っ た計算書類の作成等につ いて検討を行っている。		える。	管理する金銭 態は、施設の指 る金融機関に預 れている通帳と
備品等の管理 (器具什器)	存否をチェックすることが必要。 現在の器具什器の規定は、県の備品管理と同レベルの管理を行う点にあるものと考えられるが、細かい事務手続を思い切って省略するのも一法であ	17年2月に県委託備品の 確認と合わせ全体として の備品の確認を行った。 現在、県の管理委託する 備品と管理レベルの整合 を図るため、事業団所有 の器具什器についても同 様の管理をしているとこ ろであるが、平成19年度			す。 (改定後) 6 サービスの内容 預り金管理 預貯金を行う。 機関の選定はより。 します。 します。 本人等の 向は「新持金等の 依頼書」にある。
	念を廃止することも考えられる。その場合においても公印の管理を慎重かつ厳重に行うべきことはいうまでもない。	つ、管理の簡素化を図る		別に手書の管理台帳を作成している。必要な現金 を通帳から引き出し、使	に小口現金の管理帳 成し、戻し入れしな
入所者 (利 用者の 契 利 利 利 利 り り で 理 (ループ ルーム)	り金管理事務要綱」では、 預貯金を行う金融機関は 本人等の意向によること としているが、利用者に	し、利用者に対して交付 する「知的障害者地域生 活援助重要事項説明書」 を次のように改定した。 (改定前)	園)	用した場合、領理台帳に 収支を記載、領別であるが、 領別であるました。 が原則であるまでの が原入したののでは が原力にであるまでであるが、次者のでの は が原力にののは がのでであるが、次者のでの がのででの は がのででの がのででであるが、 がのででであるが、 は は は は は は は は は は は は は は は は は は は	金の管理を徹底してい

が望ましい。

また、金融機関届出印 の保管に関しては、組織 状況を勘案のうえ、「な つどまり、全体としての 規程の整備を行い、事故 防止に備える必要がある。 これは、さつき寮も同様 であり、「なつどまり」 として内部牽制が有効に 機能している制度を構築 すべきである。

同制度の活用に努めてい

すこやか福祉事業団 (なつどまり) において、 日付の記入等帳票等の記 入を徹底することとした ほか、なつどまり預り金 管理事務要綱を制定し内 部牽制の強化、金銭等に 係る管理体制を明文化す ることとした。

事故防止のために、通 帳・定期預金証書の管理 と金融機関届出印の管理 について、十分に内部牽 制が機能するよう絶えず チェックすることが必要 | 台帳等については毎月1 である。また、これらの 管理者の上位の職責にあ る者は、異常な動きがな いかを確かめる個人別の 金銭台帳の定期的査閲や、 銀行の残高証明書と明細 書の突合、定期預金証書 の現物実査を行うことが 望ましい。

なお、現在、預り金の 管理は無料で行っている が、重い責任を持って多 くの事務手続きを遂行し、 確実に履行するためには、 人手と時間が必要である。

すこやか福祉事業団 (なつどまり) において、 これまでも通帳や印鑑等 の管理は複数の職員が行 うこととし、また、金銭 回各課長及び寮長が確認 を行っているところであ る。今後、より確実に履 行するため、残高証明の 徴収及び預り金に係る有 料化について、平成19年 度の独立民営化に向けて 検討する。

すこやか福祉事業団 (なつどまり) において、 これまでも両施設間の打 ち合わせを行ってきたと ころであるが、事務担当 者間の日常業務における 情報交換をこれまで以上 利用者や家族の理解を得一に密接にし、また各寮長 ることが可能であるなら|等管理者による会議等を

与外第86号 (4)	入所者 (利	ば、有料化の方向性も考えられるのではないか。 しらかば寮とさつき寮は、お互いの事務処理が効率的になるよう情報交換を密接にし、ナウウウを共有し、また、プウスリウでもることは分別であることは分別である。 知的障害者授産施設サ	通じて各職員に対し、効率的な事務処理の徹底を図っている。 すこやか福祉事業団	業務委託契	手数の面から一般競争入 札や公募型の指名競争入 札の導入が困難であるな らば、指名業者数の増加 や指名業者の入れ替え等 によって競争原理の確保 を心がけていくべきであ る。 設備維持管理請負業務	よる方法 (ボイラー管理 業務については安生園、 なつどまり、八甲学園。 清掃作業業務については
THE	用者) との	ービス利用契約書の条文 によれば必ず身元引受人 を求める訳ではないと解		約(なつどまり)	及び清掃作業請負業務契約の入札について、指名業者の入れ替え等、競争原理確保の方策を真剣に検討すべきであると考える。	おいて、平成17年年度契約
	業務委託契約 (安生園)	ボイラー管理業務と清 掃作業業務の契約が一般 競争入札に適さないとは 必ずしもいえないと考え る。ただし、契約事務に 関する時間的制約や事務	分から、ボイラー管理業 務及び清掃作業業務につ いて、これまでの各施設	事業団の効率性に関する検討	高コスト体質の一因が 46通知に基づく県準拠の 給与体系にあることは議 論の余地がないと考えら れる。県派遣職員とプロ	り組んでいるほか、人員

<b>I</b>	した範囲内で対	ふしてい		対して期末手当や退職	
	くべきものであ			金を支払うケースは多	
	なった日告/レ 4Aトニ ゴリ	- 20		いといえず、独立民営	
	独立民営化・給与テーブル			化後は非常勤職員等の	
		団職員の 成19年度の独立民営化に		待遇については見直し	
	系(給与テー 給与テーブル	. ,		が必要と考える。	
	ーブル、昇 行政職の給与		*1 ^ *= *1 *+		人体 若似の声切に
	級・昇格、 に従っている:		社会福祉法		今後、類似の事例に
	調整額・手 給与テーブル		人会計基準		
	当、退職時 団の職務内容		の適用 (新		する。
	の特別昇給、ているとはいい	-	会計基準へ		
	非常勤職員   給与テーブル		の移行に伴		
	等) 現場の実情を		う注記)	計額を当年度分の減価	
	ものに変更す			償却費と区分して貸借	
	あると考える。			対照表に脚注すること。	
	・昇級・昇格			平成15年度の事業活動	
	事業団職員			収支計算書を前会計年	
	短」と「わた			度決算額と対比して記	
	用されている。	- ,		載しない場合には、前	
	民営化後は廃			期繰越活動収支差額の	
	事業団独自の			算出内訳を添付するこ	
	制度を確立す	る必要が		٤.	
	ある。		備品等の管	全体で59件を抽出した	すこやか福祉事業団
	・調整額・手当		理(器具及	が、うち5件が廃棄済等	おいて、平成16年12月
	調整額につ		び備品)	の理由により現物の存在	17年2月に県委託備品
	立民営化後は			を確認できなかった。貸	確認と合わせ全体とし
	囲内で適度な			借対照表に計上された有	の備品の確認を行い、
	を保てないので			形固定資産については、	の結果は青森県社会福
	その名称の如何	何を問わ		毎年定期的に現物の調査	施設等管理運営委託契
	ず廃止するべき			を行い、現物の廃棄が確	に反映したところであり
	・退職時の特別・			認された場合には適時に	今後備品の移動等につ
	独立民営化			処理する必要がある。	ては速やかに処理する
	すべきである。	,		固定資産の物品及び器	ととしている。独立民
	・非常勤職員等			具什器には標識を附すも	化後の取扱いについては
	民間企業で			のとされ、その様式も定	
	時職員や非常	動職員に		められているが、標識の	併せて望ましい管理方法

	貼付状況に不十分な点が 認められた。 手書きの「固定資産物 品台帳」とコンピュータ による「固定資産管理台 帳」、及び現物に貼る標	を検討することとしてい る。	さつき寮授 産会計(会 計処理の問 題点・資産の 固定資産の 耐用年数)	平成14年1月28日購入 の車輌ボンゴバンの耐用 年数は1年としているが、 2年である。	今後発生する中古資産 については指導どおり遊 正に経理する。
	識の三者を有機的に結合し、共通の資産コードにより管理することが望ましい。		さつき寮授 産会計(会 計処理の問 題点・固定	E M活性液製造タンク や電動ロクロは、さつき 寮一般会計で購入し、そ のまま同経理区分に計上	おいて、平成17年度に物 品の移管手続を実施する
備品等の管理 (県備品の管理)	安生園となつどまりにおいて廃棄処理もれがあった。県の備品の管理に関しては、県との管理委託契約の項目となっており、十分に注意する必要がある。	適切な委託契約を行う ため、平成16年12月~17 年2月に各施設における 県の委託する備品の確認 を行い、平成16年度青森 県社会福祉施設等管理運 営委託契約の変更契約に 当たり、管理委託を行う 備品の整理を行った。	超点・回足 資産の計上 経理区分)	し、減価償却されているが、その固定資産の取得目的や利用状況を勘案するに、専ら授産事業のためのものであることから、授産事業特別会計に移管し、減価償却費を負担する必要がある。 なお、本来は、さつき	授産施設会計基準に係る 会計区分については、平 成19年度の独立民営化に 向け、今後授産施設会計 基準に沿った計算書類の 作成等について、会計シ ステム上の問題等も含め 検討を行うこととしてい
さつき寮授 産会計(会 計処理の問	平成15年度末支払資金 残高は授産施設会計基準 による算式の金額と不一	すこやか福祉事業団に おいて、平成16年度決算 処理に当たり過年度修正		寮全体に対して授産施設 会計基準を適用するのが 妥当であると考えられる。	
題点・支払 資金の残高)	致である。 正しい会計処理は、事業活動収支計算書のたな 卸資産増減額の科目を使用し、資金収支計算書に は反映させない方法であった。	した。	さつき (会計の理の問題点・その他の積立預金)	その他の積立金は、積立の目的を示す名称を付する必要があるが、名称が付されていない。	すこやか福祉事業団において、平成17年度決算(平成18年5月)に当たり、適切な名称を付すか適切な勘定科目において経理処理することとしている。
さつき寮授 産会計(会 計処理の問 題点・たな 卸資産の評 価)	たな卸資産の評価方法 で最終仕入原価法を採用 しているが、一部にそれ とは異なる金額で期末た な卸資産が計上されてい るものがあった。	すこやか福祉事業団に おいて、平成16年度決算 処理において該当部分に ついて最終仕入原価法を 適用し経理した。	さつき寮授 産会計 (会 計処理の問 題点・消費 税の仕入税	みなし仕入税額控除率 はすべて第5種事業の50 %を使用しているが、さ つき寮授産事業の中には、 他の事業区分に該当する	告から、事業区分を精査 し、より有利な税額控除

뿂

账

糕

 $\mathbb{H}\mathbb{L}$ 

金曜日

7 ) 平成17年10月7日

(8)		額控除)	ものがあり、より高率の 税額控除を受けた方が有 利だったと思われる。	対応する。
号外第86号		さた 産 発 産 音	園芸科やクリーニングの授産事業収入には、同一法人間の他の会計単位、経理区分から収受した金額が多く含まれており、会計単位間収入、経理区分間収入とすれば消費税の納税額が減少するものと考える。	すこやか福祉事業団に おいて、平成17年度分か ら会計単位間又は経理区 分間の移動として経理処 理を実施している。
報 号外	青森県肢体 不自由児施 設特別会計	県立あすな ろ学園 (時 間外勤務手	本来一般会計で負担す べき時間外勤務手当を特 別会計に付け替える処理	平成14年度までは、一 般会計で負担すべき時間 外勤務手当を特別会計か
<b></b> 账		当)	は不相当な会計処理であ り、厳に慎まなければな	ら付け替える処理をして いたが、平成15年度以降
楪			らない。このような処理が行われると、特別会計	は行っていない。今後は 適正な会計処理に努める。
			の本来の収支差額を歪められることになり、一般会計から特別会計への繰入額の指標性にも大きな影響を与える。	
金曜日		県立さわら び園 (時間 外勤務手当)	本来一般会計で負担すべき時間外勤務手当を特別会計に付け替える処理	平成14年度までは、一般会計で負担すべき時間外勤務手当を特別会計か
7日			る。	ら付け替える処理をしていたが、平成15年度以降は行っていない。今後は適正な会計処理に努める。
平成17年10月		県立さわら び園 (業務 委託契約に	ボイラー管理業務と清 掃作業業務の契約が一般 競争入札に適さないとは	今後は、指名業者を増加することにより、競争原理を確保することとし

おける競争 入札方法)	必ずしもいえないと考える。一般競争入札や公募型の指名競争入札の導入が困難であるならば、指名業者数の増加や指名業者の入れ替え等によって競争原理の確保を心がけていくべきである。	ている。
県立あすな ろ学園 (年 度末に発生 している委 託料支出)	職員駐車場のアスファルト敷設についての支出は、委託料の年度末の予算消化のための支出と思われても仕方ない面がある。委託料支出の予算を計上した上で支出すべきである。	今後の予算編成において、予算として計上した 上で執行する。
県立あす 多学 用費)	経費削減のためには、 支出のの分する。 を表現のであるの他需がで 現在大りのであるの他にはできるののでのでででででででででででででででででででででででででいるがでいるででいいででいるでいるでいるがいいである。 本自スで作ののであるでいいででいるでいるが、 がでというではないででいるが、 ののであるでではいいででいるが、 ののであるでではいいででいるが、 ののでではないではないででいるでいいのでである。 ではないででいるが、 ののでであるではいるでいるではないできないではないである。 ではないではないできないではないできないできないできない。 ではないではないできないではないできないできないではないである。	平成16年度より、予算 項目の分類による内訳を 作成の上、予算執行して いる。
県立あすな	他の職場に比して職務	給料の調整額の対象と

ろ学園、県 立さわらび 園 (給料の 調整額)	の特殊性を反映した調整 数かどうかを改めて確認 する必要があるものと考 える。 「はまなす学園互助会	なる職及が調整数の特準であるは、まえをありるは、まえを切りるはではないではないでは、しているはでは、しているはは、しているはは、しているはは、しているはは、しているはは、しては、しているはは、しているはは、しているはは、しているはは、しているはは、しているはは、しているはは、しているは、しているは、しているが、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、のので		の収入としているのに対 して、さわらび園では平	費に係る国庫が3月から翌年2月分までを対象にしていることより、収入の計上方法をこれに統一した(あすなろ学園及びはまなす学園の計上方法をさわらび園の計上方法
す学園 (福利厚生費支出)	規約」には特別見舞金に 関する規定はなく、実質 的には日本赤十字社から 職員へ支給されているこ と、その原資は県からの	行の特別見舞金制度の給付について、その内容を 民間の損害保険を活用した新たな休業補償制度を 実施する日本赤十字社職 員休業補償等規則を制定	県立はまな す学園 (委 託料)	る。 一般競争入札については実施されていないが、 今後の検討が必要である。 指名競争入札を実施している特定の業務に関しても、新規の競争相手の参加がなく、現状が固定化している面がある。 今後は、競争的な環境を作り出すことと、業務によっては、中期的な視	増加や指名業者の入れ替え等により競争原理の確保を図る。また、行政経営推進室における県有財産の維持管理業務委託に係る委託仕様・積算方法の標準化を踏まえ、契約事務の適正な執行に努め
県立はまな す学園 (窓 口業務)	「青森県立はまなす学園管理運営委託契約書」の内容を見直して、レセプトコンピュータによる領収書の発行を認めるようにすべきである。それ	立はまなす学園管理運営 委託契約書を見直し、平 成17年4月からレセプト コンピュータによる領収		点から業者とのパートナーシップを育成し、総合的な管理運営ができるような業者を育成し、サービスの質を維持しながら、費用を削減することに努	

쓮

账

糕

金曜日

(9) 平成17年10月7日

(10)		県立はまな す学園 (備 品管理)	めることが望まれる。 存在が確認できないものが、かなりの割合であった。台帳、備品供用簿、 現物の三者の突合せが定期的に行われていなかったためと思われる。	帳、備品共用簿、現物の 突合せを行い、老朽化・ 修理不能物品等は処分し		い状況である。県民福祉 プラザ内に存在する備品 は、 青森県の備品 協 議会の備品 展示品業者 の備品が混在しており、 管理責任を履行するため には通常にも増して管理 意識を高めるとともに、 管理対象物品を改めて実 地棚卸する必要がある。	
青森県報号外第86号	青森県社会 福祉協議会	ねむのき会 館管理運営 委託 (備品 の管理状況)	ところ、備品供用票は存在したまま現物は廃棄済みで見当たらないというものが散見された。固定資産の管理については、	物品供用票と現物との整合性を図ったところであり、現在、備品供用票と現物は一致している。 今後とも、異動、廃棄処分する場合にあっては、 備品供用票を適正に処理	社会福祉事業助成 (福祉 ) 施設経営指導事業費)	県社協業務の公共性、 公益性を担保し、手続の 公平性、透明性を明らか にするために、契約事務 に関する原則を遵守する よう努めるべきである。	に健康福祉政策課から県 社会福祉協議会に対して 周知し、経理規程に係る 適正な執行について依頼 している。 また、平成17年6月14 日、青森県社会福祉協議 会高橋福祉経営部長に包 括外部監査における指導 事項の再確認と今後の適
平成17年10月7日 金曜日		県民福祉プ ラザ管理運 営委託 (備 品の管理)	ている備品の明細一覧表が明示されており、この 備品のうち数点を現物実 査したところ、携帯型対 話装置、拡大読書機につ いては確認することがで きなかった。これらの備	合が不十分だったため、 破損していたり紛失した 備品を廃棄処分するなど の処理が適切に行われて いなかったものであり、 3月中に全ての備品の突 合を行い、県の備品には 備品シールを貼付するな ど再確認しながら備品供	社会福祉事 業助成費補 助金 (ふれ		

あいのまち づくり事業 費)	実績報告のための文書	村社会福祉協議会からの提出書類についても、提出期限を厳守するよう指導する。	青森県福祉 人材センター 運営事業委 託 (福祉人 材バンク業 務委託費)	業実績報告書を入手し保	およびその原因を把握するため、報告書様式を変更し、平成17年度事業実
地域福祉権 利擁護事業 費補助金 (支出の内容)	実態にそぐわないのであ	地域福祉権利擁護事業費		フィードバック作業をしていない。事業実績報告書を、予算額と実績を比較するフォームに変更するとともに、当該年度の特殊事項や予算と実績の差異の原因等について把	
地域福祉権 利擁護事業	サービス利用に関わる 契約は、県社協、基幹的	県社会福祉協議会では、 基幹的社協に協力するい		握しておくことが望まし いと考える。	
費補助金(委託)	社協、利用者の三者契約 となっていることに鑑み れば、万一預かり物品が 盗難・紛失にあった場合、 責任の所在が曖昧になる 感は拭えない。少なくと	制度を導入しており、市町村社協の協力の下に預かり物品(主に通帳及びその印鑑)を市町村社協の金庫に保管することに	青森県福祉 人材センター 運営事業委 託 (切手の 管理)	切手は現金等価物であり、事故防止等の観点から受払記録を残すとともに、異なる会計区分の場合には、現物を分けて管理することが望ましい。	事業ごとに、切手・ハガ キ使用簿を作成し管理し
	も県社協、基幹的社協及 び市町村社協との間の責 任関係については整理し ておく必要があると考え	ついて、利用者の書面に よる同意を得て行ってい る。 協力市町村社協の保管	ねむのき会 館管理運営 事業委託 (予算オー	出の部をみると、小科目、	においては、ねむのき会 館管理運営特別会計に係

뿂

账

楪

(11) 平成17年10月7日 金曜日

バーの支出)	る。予算をオーバーする 支出は本来できないもの である。予算制度の硬直 性を補うために、予備費 の流用、小科目間での予 算の流用、あるいは補正	予算内での適正執行に努 めることとしており、県 としても助言、指導に努	,	規定の原則方法と異なる 扱いをする場合には、そ の理由と承認を受けた書 類を伺い書等で残してお くことが必要である。ま た、少なくとも契約者と の請書のやり取りを行っ ておくことも必要である。	契約する場合は、伺い書において、その理由等を明記した上で、承認を得ることとして対応済である。
	予算の承認等の制度が用意されているので、所定の手続の上、しかるべき承認権限者の承認後に支出していかなければならない。		青森県障害 者スポーツ 振興事業委 託		監査結果等の概要を担 当職員に伝え、適正に対 処するよう指導した。
ねむのき会 館管理運委 書 (現物寄時の 会計処理)	ているが、受入時には何 も会計処理をしていない。 一定額以上の資産の寄附 を受けた場合には、この 資産を取得するために通 常要する価額でもって寄 附金収入とし、さらに、 固定資産に計上して毎期 減価償却していく方法が 妥当である。そのような	いる県社協に対して寄附された様々な物品については、損益計算書、貸借対照表上の処理をしていなかったが、今後の平成17年度末現在での決算処理においては、既に寄附を受けた備品及び今年度中での新規寄附分で一定の現在価値が認められる		金を受ける各団体に対し 適切な指導をすることが 望ましい。 報償費と旅費の合計を 支払う際に、その区分 が不明確な記載になっ ている領収書があった。 収入支出決算書の明細 と領収書の金額が一致 しないものがあった。 日付が記載されていな い領収書があった。	
ねむのき会 館管理運営 事業委託	果が適正に表示される。 時間的余裕から1社随	ものについて、通常の購入価格を参考にして、損益計算書に収入として、貸借対照表に資産として計上することとし、適正な会計処理を行う。 売買及び保守点検等の契約においては、請書を徴取するとともに、随意	外となって	県社協は社会福祉法人 会計基準に準拠して複式 簿記の方法により会計処 理・会計報告を行っており、また、契約上の受託 責任履行の説明責任として、納入告知書未発行の 状態にある使用料及び普 通預金残高を貸借対照表	金残高としてあり、4月 中旬に委託先である県に

県ラ営争効 に で に が を が 性 り に げ 委 れ 性 ) に が る る 性 り る は で る る し る し る る る る し る る る し る る る る る	に計上するべきものと考える。 県社協から他への委託 費の低減化は運運するものと で直は協のよがでする。 に主社協のよりでである。 を表するものにがいません。 が表するはにがいませんがである。 であれる。 であれるがであれている。 であるなするにののででである。 である。 にはいる。 であるなするにののでである。 である。 である。 である。 である。 である。 ではは、とこのにのの指する。 でのないではない。 ではない。 には、のない。 には、のない。 では、とこのにののできない。 には、といい。 には、のない。 には、。 には、のない。 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、	対応を検討する。 県民福祉プラザ管理運 営受託にかかる消費税に	生活は 金職 資書 事 ス 残合 (注)	整合については、本来なら計算書類を修正する必要がある事項といえるが、 平成16年度において修正	貸借対照表との残高間に生じる不整合を止め、平成17年度で性を保てるようにすともに、業務システび会計システムの入起票状況の確認作業
	ため、社会福祉施設と認定されない可能性があり、その管理運営受託料は消費税の課税取引と認定される可能性が強いものと考える。	より青森税務署において、 平成12年度から平成16年 度までの5年間分の県と の委託契約書等を調査し ている段階であるため、 税務署の課税に関する正 式な通知を受けて対応を 行う。		適当な対応をしていく必要がある。このような不整合の再発防止により正しい計算書類を作成していくことが大事であり、月次試算表ベースで日常的に業務システム残高の整合	努める。
祉資 及び 支援 計算 整合	よって行われているため に間違いを起こすことも	年度を越えた時点でしか 処理できない結果による ものであるが、生活福祉 資金会計準則に則り処理	生活福祉資 金貸付及び 離職者支援	性をチェックしていくという基本業務の徹底が望まれる。 注記事項は、財務情報の利用者に対して、計算書類を補足する情報を提	貸借対照表上の注 項欄に記載する当年 権償却額及び欠損補
		ることになる。併せて月 次計算表と通帳及び関連	資金 (貸借 対照表の注	供するために用意されて いるものであり、注記す	積立金を戻入した額 いては、当年度処理

딿

账

₩

 $\mathbb{H}$  $\mathbb{Z}$ 

金曜日

(13)平成17年10月7日

	記事項の記	べき各項目について、意	金額を記載すべきところ	金貸付金の	償還利子収入3%のうち	うち1%にあたる欠損補
	載金額)	味や有用性をよく理解し	を、累計額を計上したた	延滞状況等	1%分を欠損補填積立金	てん積立金については、
		たうえで計算書類の作成	め発生した記載ミスであ	について	として積み立てることに	平成16年度会計 (平成17
		に当たることが望まれる。	り、平成16年度において	(欠損補填	なっている。しかし、毎	年3月31日繰入)から実
		また、計算書類の作成	是正した。	積立金)	期、利子収入の全額を生	施している。
		業務の中には、注記事項	また、債権償却累計額		活福祉資金貸付事務費特	
		等の表示方法も含めて適	及び欠損補てん積立金を		別会計へ繰り出して事務	
		切性をチェックするとい	戻入した額においても上		費や事業費として使って	
		うような内部コントロー	記同様、当該記載項目に		おり、1%分の積立は実	
		ルが働く仕組みを組み込	ついての認識の誤りが原		施されていない。これは、	
		む必要がある。	因であり是正した。		欠損補填積立金の残高が	
			今後は、正しい認識の		償還免除すべき金額及び	
			もとに金額を記載してい		償却累計額と比べて少額	
			くよう、内部チェック機		である一因になっている。	
			能を働かせる。	生活福祉貸	介護保険導入に伴って、	生活福祉資金の会計処
	生活福祉資	貸付金の償還免除は平	現在の時効債権に関す	付金制度に	社会福祉法人会計基準が	理ルールを現行の社会福
	金貸付金の	成15年度に5,128千円行っ	るものは、欠損補てん積	ついて (事	制定された結果、社会福	祉法人会計基準及び社会
K	延滞状況等	ているが、それでもまだ	立金の範囲内で随時免除	業活動収支	祉協議会にも本格的な複	福祉協議会モデル経理規
	について	40件15,575千円の時効完	し、不良債権を処理する。	計算書の導	式簿記が導入され、資金	程と矛盾なく実施できる
	(償還免除)	成済の貸付金残高が存在	なお、免除規程によら	入)	収支計算書、貸借対照表	ように訂正し、平成18年
		する。時効完成済という	ない延滞については、対		に加え、事業収支活動計	度から適応することを厚
		ことは、債権債務関係が	象借受人等の状況を踏ま		算書の作成が義務付けら	生労働省で検討している
		消滅しているということ	えて償還指導を行う。		れ、社会福祉法人会計に	ところである。
		なので、償還免除手続を			おいても、本格的に減価	この生活福祉資金会計
		要すると考えられる。償			償却、引当金の計上、債	基準 (案) では、資金収
		還免除手続を要する貸付			権の償却等の考え方が反	支計算書、事業活動計算
		金はさらに増加すると想			映されるようになった。	書、貸借対照表及び財産
		定される。			生活福祉資金会計も、事	目録を計算書類の枠組み
		欠損補填積立金の残高			業活動収支計算書を導入	とし、新たに減価償却、
		にかかわらず、都道府県			し、貸付金償却の損益を	徴収不能引当金及び国庫
		知事に貸付資金の取崩し			的確に反映できるように	補助金等特別積立金を盛
		を協議することにより償			すべきではなかろうか。	り込むこととしているた
		還免除を進めていく必要				め、新会計基準にあわせ
		がある。				て移行する予定である。
	生活福祉資	生活福祉資金貸付金の	償還利子収入の3%の	身体拘束廃	県と県社協の契約日は	身体拘束廃止推進事業

止推進事業 業務委託	平成15年4月30日であるが、県社協から同事業を担当する非常勤看護師への委託は平成15年4月1日からとなっている。本来は、県との委託契約書の期間と対応させるべきではなかろうか。	については継続的実施が 必要であることから、平 成17年度からは、県と県 社協との契約日を4月1 日付けとすることに改め た。
民間社会福祉事業職員 共済事業特別会計	民間社会福祉事業職員 共済事業特別会計におい ては、一定の合理的な前 提に基づいて計算した退 会給付金支払のための債 務又は準備金を計上する 必要があるものと考える。 また、その基準は、継続 的に適用し、また、その 計算根拠等を計算書類に 注記すべきである。	貸借対照表の負債の部へ、退職給付引当準備金を計上し、注記には、退職給付引当準備金のうち80%計上と明記する。

쁖

账

糕

 ${\rm H}{\rm I}{\rm I}$ 

金曜日

(15)平成17年10月7日

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目 | 番七七号(印刷所・販売人)

定価小口一枚二付十五円一銭毎週月・水・金曜日発行